

消表対第86号  
生食発0208第1号  
平成31年2月8日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長  
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
(公印省略)

「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」  
(平成15年厚生労働省告示第301号)の改正について

「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)については、平成30年6月13日に公布され、同日付け生食発0613第10号「「食品衛生法等の一部を改正する法律」の公布について」により通知したところです。この改正法のうち、平成31年4月1日に施行を予定している規定に対応することに加え、近年の監視指導実態を反映することを目的とした、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件」(平成31年消費者庁・厚生労働省告示第1号)が本日公布されたところであり、その主な内容は下記のとおりですので、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

また、本内容等について、関係者への周知方よろしく申し上げます。

記

第1 改正の概要

- 1 「第二 監視指導の実施体制等に関する事項」として、広域的な食中毒事案発生時の関係機関相互の連携体制の確保、原因調査等における研究機関との連携体制の確保等について定めた。
- 2 「第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項」として、都道府県等食品衛生監視指導計画に記載すべき事項に、食中毒等健康危害発生時における広域連携協議会の活用等を含め、広域的な

食中毒事案発生時の国、都道府県等との連携確保等に関する内容を追加した。

3 「第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項」として、食品群ごとの食品供給行程（フードチェーン）を通じた重点監視指導項目に、野生鳥獣肉に関する事項等を追加した。

4 その他所要の規定の整備を行った。

## 第2 適用期日

平成31年4月1日から適用する。

以上